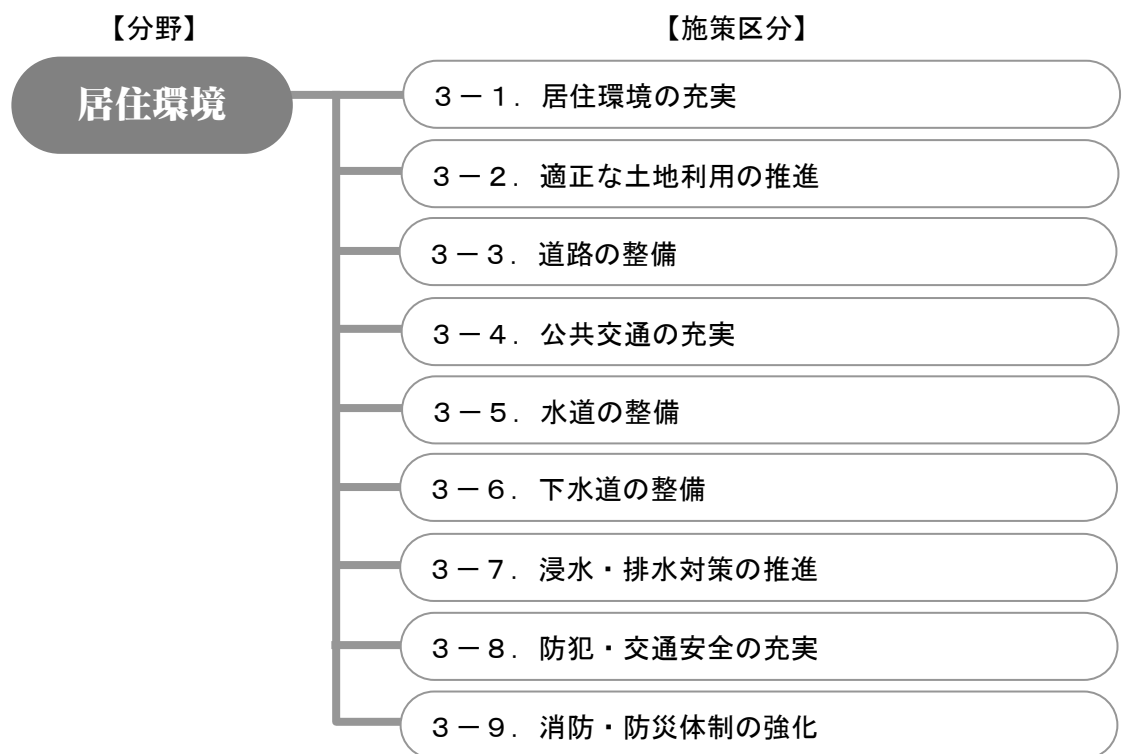


第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり



3-1

居住環境の充実

● 現況と課題

◆市営住宅の適切な維持管理

本市には、現在 332 戸の市営住宅があります。これらの市営住宅の多くは、建設後 15～20 年を経過しており、今後は市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な改修・修繕を行い、適切に管理することが求められています。

◆身近な公園・緑地の整備・充実

都市公園は、平成 23 年度末で 132.42ha が整備されており、1 人当たりの公園面積は約 27 m²で、国の目標値である 1 人当たり 20 m²を上回っています。公園や緑地は、地域住民にとってのやすらぎ・ふれあいの場であるとともに、災害発生時の避難場所としての機能も有することから、既成市街地内における身近な公園・緑地の整備・充実に力を入れていく必要があります。また、開発後、意図的に残した山林や緑地、鎮守の森などは身近な緑として貴重であり、その保全が求められます。

◆地域住民による良好な居住環境の形成に向けて

都市公園の内、小規模な街区公園（原則として面積が 2,500 m²以下の公園）については、各町内会に維持管理をお願いすることで、統一的な管理体制を構築し、地域住民の手で育まれる公園・緑地の整備を目指しています。今後は、公園・緑地の維持管理に加えて、地域住民が主体となったまちづくりルールの導入を促進し、地域レベルでの良好な居住環境の形成を図っていくことが望まれます。

◆既存集落における居住環境整備

既存集落内においては、狭隘な道路や排水路等の改善を目指して、地域の実情に応じた個性ある住環境整備の促進に努めます。

～ 市民の声 ～

◎市民アンケートでは、住民の憩いの場となり、軽スポーツ程度が行える公園を望む声が最も多い一方、これ以上の公園は必要ないとの意見も 2 割近くを占める。

◎市営住宅整備については、重要度が低く、満足度については事業全体の平均値よりやや低めに位置している。

◎地域懇談会では、市営住宅の跡地の除草など維持管理の適正化や老朽化住宅の払下げについて要望がある。

【市営住宅一覧】

市営住宅	戸数
根上白山住宅	12
根上はまなす住宅	24
中ノ江住宅	24
西任田住宅	12
緑町住宅	84
大長野住宅	1
佐野住宅	15
佐野東住宅	15
粟生住宅	22
牛島住宅	10
宮竹住宅	28
三ツ屋住宅	40
ファミリー大浜	10
寺井住宅	20
粟生北住宅	15
合 計	332

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

● 施策の展開方針

【施策目標】 快適で住みやすい居住環境の形成とコミュニティを重視した公園・緑地の整備

- 住宅マスタープラン（H19 策定）、市営住宅長寿命化計画（H23 策定）に基づき、公営住宅の適切かつ計画的な維持管理を推進します。
- 公園・緑地については、行政による支援のもと、地域住民の主体的な維持管理を促進します。
- 緑は良好な都市環境の形成や都市防災の面で重要な役割を果たすことから、害虫による松枯れ対策等を推進し、緑地の保全に努めます。
- 地域住民が主体となったまちづくりルールの導入を支援し、良好な居住環境の形成を促進します。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
住宅の整備・充実	◆住宅マスタープランの策定	○		土木課建築住宅室
	◆市営住宅の整備促進	○	○	土木課建築住宅室
生活に身近な憩いの場の確保	◇身近な公園の整備、公園施設の充実	○	○	都市計画課、町会・町内会
	◇街なかにある緑地の保全	○	○	都市計画課、町会・町内会、市民
	◆住民参画による公園・緑地の適正な維持管理の推進	○	○	町会・町内会、都市計画課
まちづくりルールへの支援	◇建築協定・まちづくり協定の支援	○	○	都市計画課
	◆街なみ環境整備等の促進	○	○	都市計画課、市民

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
市営住宅の整備率（耐震）	%	74.6	96.7	97.0	
都市公園の維持管理を担う市民団体数	団体	29	35	40	

● 市民へのメッセージ

- ★公共財産である市営住宅は、互いに使用上のルールを遵守し、地域の連帯性を高め、快適な生活環境保持に努めましょう。
- ★地域の実情に応じた個性ある住環境整備のため、市民一人ひとりが「まちづくり」に参画しましょう。

3-2

適正な土地利用の推進

● 現況と課題

◆土地利用規制の一本化に向けて

小松能美都市計画においては、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）、或いは用途地域の指定により、良好な市街地の形成を図ってきました。また、辰口都市計画においては、計画的な住宅団地開発などによって宅地需要に対応し、無秩序な開発を抑制してきました。現在は、市内に異なる二つの都市計画区域が存在し、土地利用規制上の格差が生じていることから、早急な対応が必要となっています。

◆地域の実態に即した線引きの見直し

市街地の拡大の可能性、良好な環境の形成または維持保全の観点から、線引きや用途地域の指定は最も有効な土地利用の規制誘導手法と言えます。しかし、線引きに関しては、市街化調整区域内では土地の有効活用ができず、集落の発展を阻害しているとの意見もみられます。今後の一本化に向けた協議調整については、先進地の事例等を参考に、都市計画マスタープランで示す方向性に基づいた、能美市独自の土地利用制度の導入を検討していく必要があります。

◆地区毎のルールに基づく魅力あるまちづくりの推進

地域レベルでの土地利用や建築行為を規制・誘導することができ「地区計画制度」の導入により、適正な土地利用に効果をあげています。今後も土地区画整理事業や開発行為に合わせて、地区計画制度を導入することにより、地域の魅力を活かした市街地の形成を行っていく必要があります。

～ 市民の声 ～

◎市民アンケートでは回答者の7割が土地利用の規制について肯定的であることから、居住環境を守るための適正な規制・誘導が求められていることがうかがえる。

◎市街化調整区域内の集落では、世帯構成員が行う土地利用について、土地利用規制の弾力的な運用を求めている。

◎集落の維持を考えた場合には、定着できる人口の増加対策が求められる。

【区域区分等の現状】

区域区分	面積 (ha)
行政区域	8,385
都市計画区域	6,034
市街化区域	1,033
用途地域	1,035
第1種低層住居専用地域	107
第1種中高層住居専用地域	8
第1種住居地域	397
第2種住居地域	92
近隣商業地域	26
準工業地域	233
工業地域	172
市街化調整区域	1,612
農業振興地域	3,755
うち農用地区域	1,650

(平成24年4月1日現在)

● 施策の展開方針

【施策目標】豊かな自然と共生した秩序と活力ある土地利用の推進

- 農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ります。
- 都市計画マスタープランに基づき、将来土地利用を見据えた規制・誘導方策の見直しを推進します。
- 中心市街地の再整備や土地区画整理事業等による計画的な居住空間の整備充実を図ります。
- 優良農地の保全と集落環境整備を推進し、活力ある農村集落の形成を目指します。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
土地利用の適正な誘導	◆能美市都市計画マスタープランの策定	○		都市計画課・土地利用対策室
	◇線引き制度の検討	○	○	都市計画課
	◇中心街活性化に向けた土地利用誘導手法の検討	○	○	都市計画課・土地利用対策室
	◇地籍調査の推進	○	○	農政課、町会・町内会
居住空間の整備充実	◆土地区画整理事業の推進（再掲）	○	○	区画整理組合、都市計画課
	◆中心市街地の再整備	○	○	都市計画課、市民団体、町会・町内会
	◇未利用地の活用の促進	○	○	都市計画課、町会・町内会、市民団体
活力ある農村集落の形成	◇優良農地の保全	○	○	農政課、農業者
	◇集落周辺部における土地利用と誘導手法の検討	○	○	都市計画課・土地利用対策室、町会・町内会

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画策定時	前期実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
土地区画整理事業整備面積	ha	481	506	530	
地区計画制度導入地区数	地区	5	11	13	

● 市民へのメッセージ

★市域全体の均衡ある発展のため、適正な制限のもとに土地の有効活用を図りましょう。

★将来の高齢化時代に備え、快適で安全・安心なまちづくりを実践しましょう。

3-3

道路の整備

● 現況と課題

◆市内を連携する東西軸の整備・充実

広域交流軸として重要な役割を果たす北陸自動車道、国道8号、加賀産業開発道路の南北軸に比べて、市内外の連携に重要な東西軸が不足しており、各地域を横断的に結ぶ東西方向の道路網の整備・充実が課題となっています。また、市内の工場が集積する北部・西部地区に直結する北陸自動車道のインターチェンジ設置が望まれています。

◆都市計画道路の整備・見直し

市内の都市計画道路は、計38路線69.7kmであり、平成24年4月時点での整備率は75%と県平均の61%を上回っています。都市計画道路は都市の骨格を形成する道路であり、交通機能はもとより都市環境や防災などの空間を確保する機能も有することから、今後も計画的な道路整備を行う必要があります。

◆安全で人にやさしい道路の確保

生活道路は、幹線道路を補完し、市民の日常生活を支える大切な都市施設であることから、適切な整備・改良と維持補修に努めることが求められます。また、障害をもつ人や高齢者が不安なく道路や歩道を通行することができるよう、人にやさしい道路の整備を計画的に進めることが必要です。さらに、積雪時における交通の円滑化を図るための対策を充実していく必要があります。

◆新たな視点に立った道路整備に向けて

これからの道路整備にあたっては、機能性、安全性はもとより、地域の魅力づくりや景観形成、自然環境への配慮などが求められます。また、道路里親制度の導入等により、市民と行政の協働による効率的な維持管理体制を構築していくことが求められます。

～ 市民の声 ～

◎アンケートの結果をみると、広域幹線道路網の整備は回答者の8割が重要施策と考え、現在の整備状況については7割が満足している。

◎道路は生活に密着した施設であり、重要度、満足度ともに高く、アンケート結果からも緊急車両が通れない狭い道路の改善や学校・公益施設周辺の整備に対し、関心度が高い結果となっている。

◎歩道の整備など人にやさしい道路の整備や東西幹線道路の整備、積雪時の交通安全、歩道除雪に関する意見がみられた。

◎市内に高速道路があるのにインターチェンジがない。設置を望む。

【市道の現況】

項目	道路種別			合計
	1級	2級	その他	
路線数	22	54	1,571	1,647
実延長(m)	48,103.4	56,426.4	370,637.9	475,167.7
改良済み(m)	48,103.4	56,238.3	306,371.3	410,713.0
改良率(%)	100.0	99.7	82.7	86.4
舗装済み(m)	48,103.4	56,271.2	327,608.4	431,983.0
舗装率(%)	100.0	99.7	88.4	90.9
橋数	23	39	183	245
橋延長(m)	325.8	415.9	1,169.4	1,911.1

1級：地域間を連絡する都市計画道路などの市内幹線道路
2級：1級路線を補完する市内の基幹道路
その他：1、2級路線以外の生活道路

(平成23年4月1日現在)

● 施策の展開方針

【施策目標】安全で利便性の高い、地域間交流ネットワーク型道路網の整備

- 本市の速やかな一体化及び交流促進に向けて、幹線道路網と生活道路によるネットワーク型道路網の整備・充実を図ります。また、都市計画道路については、適正な整備・見直しを推進します。
- 子どもからお年寄りまでが安心して市内を回遊できるように、人にやさしい道づくりを推進します。
- 市民と行政の協働により、効率的な道路維持管理体制の構築を目指します。
- 除雪体制の強化や地下水に配慮した消融雪装置の整備など、克雪・雪害対策を推進します。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
広域交流軸・市内連携軸に係る道路の整備	◆能美市横断道路の整備促進 (寺井湯谷線、小松インター線)	○	○	都市計画課・土木課、石川県
	◇加賀海浜道路の整備に向けた検討	○	○	土木課、石川県
	◇(仮称)能美ICの設置推進	○	○	土木課、石川県、国
地域生活軸の整備・充実	◇地域生活軸の整備促進 (日常生活を支える生活道路の整備)	○	○	土木課
都市計画道路の整備・見直し	◇都市計画道路の整備・充実	○	○	都市計画課
	◇延伸・変更・廃止等の検討と見直し	○	○	都市計画課
人にやさしい道路と歩行者・自転車道路の整備	◆歩行者・自転車道の整備推進	○	○	土木課、市民団体
	◇安全な通学道路の整備	○	○	土木課
道路の維持管理体制の構築	◇道路里親制度の推進 (市民と行政が協働で行う道路維持管理事業の推進)	○	○	土木課、町会・町内会、市民団体、企業
克雪、雪害対策の推進	◇除雪事業の推進	○	○	土木課・農政課、町会・町内会
	◇雪害対策マニュアルの作成	○		土木課・農政課

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画策定時	前期実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
都市計画道路の整備延長	km	50	52	55	
地域生活道路の整備率	%	80.2	86.5	87.5	
道路里親制度の実施団体数	団体	21	44	50	

● 市民へのメッセージ

★快適で安全・安心な歩行空間を創造するため、地域ぐるみで、道路愛護活動や道路里親制度に取り組みましょう。

★冬期間の除雪は、自助、共助、公助の精神で、地域住民と行政の協働体制で行いましょう。

3-4

公共交通の充実

● 現況と課題

◆市の顔となる駅周辺整備の促進に向けて

J R 寺井駅の周辺整備については、これまでにアンケート調査を実施するなど、市民参画による検討が進められています。J R 寺井駅周辺では、本市唯一の鉄道駅を含め交通結節点として、公共交通の利便性の向上や市内各地を結ぶターミナル機能の充実はもちろん、駅を取り囲む周辺市街地の活性化や居住環境の向上が求められています。

◆路線バスとコミュニティバスの運行

本市では、J Rや民間路線バスのほか、市民の活動機会の増大や移動手段の確保のため、コミュニティバスが運行されています。コミュニティバスの利用者は年々増加傾向にある一方、民間路線バスについては金沢方面の2路線以外は利用者が少なく、廃止代替バスとして行政からの補助を受け運行している状況です。

◆公共交通機関の利便性向上と相互連携が課題

今後、高齢化社会の到来や京都議定書の発効に伴う環境にやさしい交通体系への取り組みなど、公共交通への期待は高く、様々な利用者ニーズに対応したバスルートの構築や、円滑な乗り継ぎに配慮した公共交通機関の相互連携を強化するなどの取り組みが求められます。

◆北陸新幹線の開業を見据えた公共交通体系の検討

平成26年度末の金沢開業を目指して建設が進められる北陸新幹線の開通を見据え、金沢駅や小松駅、小松空港を含む広域的な視点から、本市の交通体系を検討する必要があります。また、新幹線のさらなる延伸による沿線地域への影響や並行在来線の第三セクター化による変化について調査・予測することが求められます。

～ 市民の声 ～

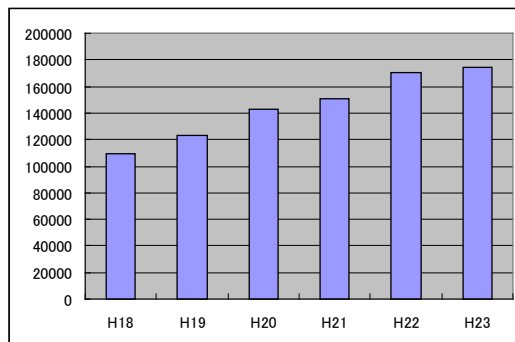
◎公共交通機関の整備。自動車を運転できない人たちにとってとても住みにくい。せめて市内の色々な施設を回れるだけの公共交通の便を整えてほしい。

◎コミュニティバスの市内循環の回数をもっと増やしてほしい。また、高齢者に配慮したバス停をつくってほしい。

◎交通の便を良くしてほしい。車がないと生活できない状況では、これから高齢者は住めないと思う。

【コミュニティバスの利用人数】

利用人数（人）



（資料：庁内担当課調べ）

● 施策の展開方針

【施策目標】公共交通で支える、便利で快適な暮らし

- すべての市民が、快適に公共施設や駅などへアクセスできるよう、交通結節点となるJ R 寺井駅周辺整備を推進します。
- 高齢化が急速に進む中、公共交通の需要拡大が予想されることから、公共交通機関相互の連携を強化し、コミュニティバスや路線バスなどの充実に努めます。
- 北陸新幹線の金沢開業を見据え、広域的視点に立った公共交通体系を検討するとともに、新幹線の開通による本市への影響の調査・予測を図ります。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
J R 寺井駅周辺整備事業	◆駅舎、駅広場、駐車場等の検討・整備	○	○	J R 寺井駅周辺整備室、J R、市民団体
	◆跨線橋の検討（一部削除）	○	○	J R 寺井駅周辺整備室、J R、市民団体
路線バスの充実	◆路線バスの運行支援	○	○	企画振興課、国、石川県、バス事業者
コミュニティバスの充実	◆市内横断バスの運行	○	○	企画振興課、バス事業者
	◆各地区循環バスの運行継続	○	○	企画振興課、バス事業者
	◇利用促進のためのP R活動の実施	○	○	企画振興課、バス事業者
	◇バス待ち環境の充実	○		企画振興課
	◇公共交通対策協議会の設置	○	○	企画振興課、市民
北陸新幹線の影響の調査・検討	◇広域的な交通体系の検討	○	○	企画振興課
	◇新幹線開通による影響調査の実施	○	○	企画振興課
	◇沿線地域における通過対策の検討	○	○	企画振興課

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画策定時	前期実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
J R 寺井駅の年間利用者数	人/年	304,045	370,840	400,000	
コミュニティバスの年間乗客数	人/年	108,566	174,345	190,000	

● 市民へのメッセージ

- ★地球環境保全のためにも、マイカー利用を自粛し、公共交通を利用しましょう。
- ★コミュニティバスは市民みんなのバスです。マナーを守って有効に活用しましょう。
- ★北陸新幹線の開通を見据え、本市における今後の公共交通のあり方についてともに考えましょう。

3-5

水道の整備

● 現況と課題

◆市内全域をカバーしている上水道

地下水を水源として、これまでに、計画給水人口 53,900 人、計画給水量 45,950 m³/日を目標とし、拡張事業を行ってきました。平成 23 年度末の給水区域内人口 49,764 人に対し、給水人口 49,624 人、一日最大給水量 24,505 m³であり、普及率 99.7%を達成しています。近年、需要者の節水意識の向上や水の有効活用等により、1 人当たりの給水量に減少の傾向がみられます。水道創設時期に整備した水道施設が、更新期のピークを迎えるなか、必要な資金の確保が容易でない状況で、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、より効率的な施設整備が課題です。

◆産業基盤としての工業用水道

工業用水道事業は、本市の産業活動に大きく貢献しています。しかし厳しい経営環境の中、設備の老朽化に対する更新の投資や耐震化対策を着実に実施していく必要があります。

～ 市民の声 ～

◎水道料金の値下げの努力をしてほしい。

◎企業誘致をもっと進めることができないか。

【水道の現状】

指標名称	H24.3.31 現在
給水区域内人口	49,764 人
給水人口	49,624 人
普及率	99.70%
年間配水量	7,357,536 m ³
年間有収水量	6,861,409 m ³
年間有収率	93.3%
導・送・配水管延長	434,435m
うち石綿管	1,270m
石綿管割合	0.29%

【工業用水道の現状】

指標名称	辰口第一	辰口第二	根上地区
創設年	S48	S60	H17
施設能力	46,500 m ³ /日	30,000 m ³ /日	16,500 m ³ /日
契約水量	30,150 m ³ /日	9,460 m ³ /日	7,791 m ³ /日
契約率	64.83%	31.53%	47.21%
年間配水量	9,914,120 m ³	3,258,913 m ³	4,013,350 m ³

● 施策の展開方針

【施策目標】安全で衛生的な水道水の安定供給

- 水需要の動向に配慮しつつ、水道の運営基盤強化や顧客サービスの向上に努め、安全で良質な水道水の安定供給を推進します。
- 老朽化した施設の更新や基幹施設の耐震化、新規配水管の整備等を計画的に推進します。
- 供給価格と給水原価のバランスを考慮しつつ、料金の適正化を図り、経営の健全化に努めます。
- 企業の需要拡大への対応を見据え、工業用水道の安定供給を図ります。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
水道の運営基盤強化・顧客サービスの向上	◇未布設配水管地区の解消	○	○	上下水道建設課
	◆料金の適正化と財政の健全化	○	○	上下水道料金課
	◇民間委託の導入	○	○	上下水道料金課
	◇情報公開、PRの推進	○	○	上下水道料金課、市民
安心・快適な給水確保	◆石綿管等老朽管の改修（完了）	○		上下水道建設課
	◇鉛給水管の改修	○		上下水道建設課
	◇老朽設備の更新	○	○	上下水道建設課
災害・緊急時対策の充実	◆配水区相互の配水管連絡	○		上下水道建設課
	◇基幹施設の耐震化	○	○	上下水道建設課
	◇応急給水拠点施設の整備		○	上下水道建設課
工業用水道の安定供給の確保	◇老朽施設の改修	○	○	上下水道建設課
	◇工業用水源の確保	○	○	上下水道建設課
	◇給水区域、需要先（量）の拡大	○	○	上下水道建設課

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画策定時	前期実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
石綿管更新率	%	92.1	100	—	
水道事業会計累積欠損金比率	%	133.2	105.0	60.0	

※石綿管更新率 = (更新石綿管延長 / 石綿管総延長) × 100

※累積欠損金比率 = [累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益)] × 100

● 市民へのメッセージ

★市の水道水源は地下水です。限りある水の資源環境を守りましょう。

★いつでも、どこでも、安くて安全でおいしい水をいつまでも享受するため、水資源を大切に使いましょう。

3-6

下水道の整備

● 現況と課題

◆下水道事業の現状

公共下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の水質改善など、快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な都市基盤施設です。本市の下水道事業は、昭和49年に石川県が策定した梯川・大聖寺川流域別下水道整備総合計画に基づき、昭和58年に事業を始めた加賀沿岸流域関連公共下水道（梯川処理区）事業、昭和50年に旧寺井町が東部丘陵地で実施した土地区画整理事業に伴う単独公共下水道（東部処理区）事業及び昭和56年に旧辰口町の山間地周辺を中心に実施した農業集落排水事業の3事業からなっています。

◆下水道の整備状況

平成24年3月末現在の整備状況は、加賀沿岸流域関連公共下水道（梯川処理区）事業において人口普及率は99%、接続率は89%、また単独公共下水道（東部処理区）事業においては人口普及率100%、接続率100%となり、農業集落排水事業においては人口普及率97%、接続率95%となっています。今後も計画的な整備を推進していくことが求められています。

◆下水道の維持管理と今後の課題

維持管理に関しては、加賀沿岸流域関連公共下水道（梯川処理区）の区域において、水質基準を超えた汚水の流入や農業集落排水施設の老朽化が懸念されています。また、未接続家屋に対して接続の促進に努める必要があります。汚泥処分については、単独公共下水道（東部処理区）、農業集落排水の処理施設から出る汚泥の減量化及び有効利用を実施しています。さらに、近年頻発している震災及び大雨等に対する防災対策の確立が課題となっています。

～ 市民の声 ～

- ◎下水道への接続を促してほしい。
- ◎下水道の完全実施。
- ◎下水道使用料の値下げを検討してほしい。

【下水道の整備状況】

	単位	加賀沿岸流域関連公共下水道（梯川処理区）	単独公共下水道（東部処理区）	農業集落排水
全体計画区域内人口	人	44,275	2,519	2,074
整備済面積	ha	1,452.13	91.80	71.00
整備済戸数	戸	15,048	882	619
整備済人口	人	44,017	2,519	2,007
普及率（人口）	%	99.42	100.00	96.77
接続戸数	戸	13,612	882	588
接続人口	人	39,252	2,519	1,899
接続率（人口）	%	89.17	100.00	94.62

（平成24年3月末現在）

● 施策の展開方針

【施策目標】きれいな水を未来まで、下水道が実現する豊かな生活環境

- 生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川の水質改善を図るため、引き続き下水道の整備を推進するとともに、下水道の効率的管理体制の確立に努め、未接続家屋の接続を促進します。
- 下水処理水の再利用や汚泥の再資源化などをはじめ、下水道事業の健全な運営を図ります。
- 下水道は市民の大切なライフラインであることから、防災対策の充実を図ります。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
下水道の整備促進	◇流域関連公共下水道の管渠整備	○	○	上下水道建設課
	◇流域下水道の施設拡張	○	○	石川県、上下水道建設課
	◆農業集落排水施設の機能強化	○	○	上下水道建設課
下水道の適正管理	◆水質基準を超える流入水への対応の確立	○	○	上下水道建設課、石川県、石川県下水道公社
	◇住民への適正使用のPRの推進	○		上下水道料金課、市民
下水道の接続促進	◆地域と連携した接続促進	○	○	上下水道建設課、市民
下水道資源の有効利用	◆汚泥減量化の推進	○	○	上下水道建設課、石川県、石川県下水道公社
	◇汚泥有効利用の促進	○	○	上下水道建設課、石川県、石川県下水道公社
防災対策の確立	◇震災及び大雨時のライフライン確保の検討		○	上下水道建設課、

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
下水道の接続率	%	83.14	91.04	95.0	

● 市民へのメッセージ

- ★みんなで下水道を利用し、自然が身近にふれあえるきれいな環境づくりに努めましょう。
- ★下水道管に流してはいけないものがあります。下水道を正しく使用して快適な生活をおくりましょう。

3-7

浸水・排水対策の推進

● 現況と課題

◆本市独自の排水対策の実施に向けて

本市は、約6kmの海岸線を有するとともに、手取川や西川、熊田川、館谷川、鍋谷川など数多くの河川が流れていますが、日本海に直接注ぐ河川がありません。このため、本市独自の排水対策を計画することができず、排水の終末は他市に依存している状況にあります。

このことから、本市独自の抜本的な排水対策を検討し、実施していくことが課題となっています。

◆河川改修をはじめとする浸水防止対策の強化

昭和9年における手取川の氾濫以降、市内では大きな水災害はほとんど発生していません。しかし、近年の異常ともいえる集中豪雨等による水災害を未然に防止し、安全な居住環境を形成するため、今後とも適切な河川改修事業の実施が求められます。また、市街化が進むにつれ、農地の減少に伴うたん水能力の低下により、下流域において浸水や冠水の危険性が増大しています。これらの被害を防止するため、関係機関との連携により、雨水排水施設や用排水路の整備等を推進し、浸水防止対策を強化していくことが求められます。

◆情報提供による水災害への備えの充実

河川改修等のハード面での対策に加え、ソフト対策として、洪水が発生した場合の浸水想定区域や円滑な避難活動を促すための避難場所を示した「洪水ハザードマップ」を作成し、流域住民への情報提供を行っておりますが、加えて突発的な水災害の発生に備えておく必要があります。

～ 市民の声 ～

◎河川をもっと整備して排水を良くし、大量の雨が降ってもすぐに流れるようにしてほしい。



西川の氾濫の様子



鍋谷川の様子

● 施策の展開方針

【施策目標】浸水・排水対策による安全な居住環境の形成

- 浸水・排水対策の充実・強化を図るため、樋門や強制排水機場の整備を促進するとともに、西川の分水路・放水路又は洪水調整のための施設整備を検討します。
- 水災害の未然防止による安全な居住環境の形成を目指し、国・県などの関係機関との連携により、主要河川及び用排水路の改修・整備を促進します。
- 洪水発生時の浸水想定区域や避難場所など、水災害に関する情報の提供に努めます。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
浸水・排水対策の 充実・強化	◆西川・熊田川の樋門、強制排水機場の整備促進	○	○	土木課、白山市、国、石川県
	◇西川の分水路・放水路又は洪水調整池の整備検討	○	○	土木課
	◇雨水排水における基準順守の指導強化	○	○	都市計画課
河川・用排水路の 改修・整備	◆鍋谷川などの主要河川の改修促進	○	○	土木課、国、石川県
	◇用排水路の改修・整備	○	○	土木課、宮竹用排水土地改良区
水災害に関する 情報の提供	◆洪水ハザードマップの作成	○		土木課

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
西川の護岸整備率	%	63.3	77.8	80.0	能美市管内

● 市民へのメッセージ

★流域住民の皆さんは、河川情報の収集に努め、集中豪雨等による突発的な水災害の発生に備えておきましょう。

3-8

防犯・交通安全の充実

● 現況と課題

◆安全・安心なまちづくりへの取り組み

本市では、警察署、関係機関・団体及び企業の力を結集し、地域における防犯パトロールや広報活動、交通事故防止の街頭指導、キャンペーン、交通安全教室、沿岸防犯活動等を展開しています。しかし、刑法犯認知件数、交通事故件数ともに高い状態が続いており、人口増加や高齢化の進行、地域連帯意識の希薄化など地域社会の変容等から、悪質商法、窃盗、交通事故、災害等の被害を受けやすい社会構造に変化しつつあります。

◆市民・各種団体・警察・行政の連携による防犯活動

青少年の非行防止と犯罪の発生を未然に防止するために実施されている全国的な対策としては、「夜間の一戸一灯点灯運動」、「住宅・公園等の構造・設備の改善整備」、「防犯カメラの設置運動」等があり、一定の成果を挙げています。このように市民・各種団体・警察・行政が連携を密にし、犯罪や交通事故を防止するための活動を引き続き実施していく必要があります。

◆犯罪・事故のない能美市の創造に向けて

最近、子供に対する声かけ事案が発生しており、市内各地区の防犯委員を中心とした防犯活動の強化が求められます。交通安全対策としては、運転者の交通安全意識の徹底及び知識・技能の向上、街頭指導の強化を図り、交通機関においても車両検査、交通安全教育等の実施体制を充実していく必要があります。

～ 市民の声 ～

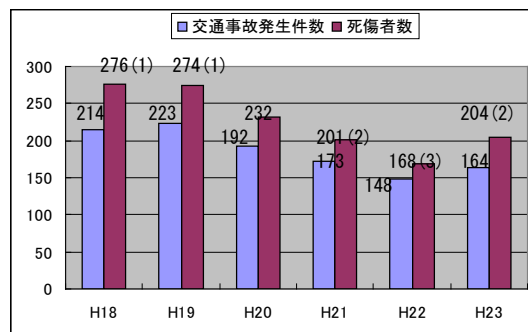
◎20年前は鍵をかけなくても安全だったが今は怖い。

◎パトロールの強化により、防犯対策を徹底してほしい。

◎老人や子どもが安心して歩けるまちづくりを希望しています。

◎大きい道路がたくさん増えたので、子どもが安全に通学できるようにしてほしい。

【交通事故発生件数と死傷者数の推移】



※（ ）内の数値は死者数 （資料：庁内担当課調べ）

● 施策の展開方針

【施策目標】犯罪や交通事故のない、安心して暮らせるまちづくり

- 市民・各種団体・警察・行政の連携のもと、防犯及び交通安全の積極的活動を地域ぐるみで展開します。
- 青少年の非行や犯罪、交通事故を未然防止するために、学校、地域、行政及び市教育委員会との連携を密にし、犯罪抑止・事故防止に主眼をおいた施策を推進します。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
防犯活動の充実	◇防犯意識の啓発	○	○	環境生活課、警察署
	◆市民ぐるみの自主防犯活動の推進	○	○	防犯委員会、町会・町内会、環境生活課
	◆防犯灯・監視機器等を活用した防犯環境整備	○	○	環境生活課、町会・町内会
	◇防犯パトロールの強化	○	○	防犯委員会、環境生活課、警察署、防犯ボランティア団体
市民交通安全活動の展開	◇市交通安全計画、実施計画の策定	○		環境生活課
	◇交通安全教室等の啓発活動の実施	○	○	環境生活課、交通安全協会、警察署
	◆交通安全街頭指導の強化	○	○	交通安全協会、街頭交通推進隊、環境生活課
	◇放置・迷惑駐車・駐輪対策の強化	○	○	交通安全協会、警察署、総務課
道路安全対策の推進	◇交通安全施設の整備 (ミラー、区画線の設置等)	○		環境生活課
	◇交通安全に配慮した道路網、道路構造の整備促進	○	○	土木課

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
街灯（防犯灯）のLED化	%	—	5.6	28	

● 市民へのメッセージ

- ★住民同士で協力しあい、防犯の輪を広げ、みんなの力で犯罪のない安全・安心な街づくりを進めましょう。
- ★一人ひとりが交通マナー・モラルの高揚を図り、「ゆとり」と「ゆずりあい」の気持ちで、安全運転に心がけましょう。
- ★市民ぐるみの防犯活動の一環として、「一戸一灯点灯運動」を実践しましょう。

3-9

消防・防災体制の強化

● 現況と課題

◆迅速・多様・広域的な防災対策が必要

本市では、昭和9年の手取川大洪水以降、大規模な災害はほとんど発生していません。しかし、市内及び近隣にはＪＲ、高速道路、空港、航空自衛隊基地、海岸、一級河川、ダム等が存在し、あらゆる災害への日頃からの備えが必要です。突発的な災害に迅速かつ計画的に対応するため、地域防災計画や災害時における職員初動マニュアルの策定等を通じて、市の防災体制を強化することが課題となっています。

◆「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の高揚

火災や災害から住民の生命・財産を守り、その地域の安全を確保するため、社会環境や災害の態様に対応した消防防災体制の強化、施設設備の整備が必要であり、その一つとして、子供からお年寄りまでの訓練や体験をととした防災の啓発を目的とした施設、また、地震災害時の応急対策の拠点施設として防災センターの整備が必要となります。さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の基本に立った、市民への防火防災意識の普及啓発、並びに自主防災組織の育成等による地域ぐるみの防災体制強化が必要です。

◆災害に強いまちづくりに向けて

市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを実現していくためには、災害予防のための情報や災害発生時に必要な情報を迅速かつ正確に収集伝達するための防災情報システム等の拡充が求められるとともに、建築物やライフラインの耐震化、避難場所として活用できる公園や緑地の整備、緊急輸送経路の確保などが課題となります。

～ 市民の声 ～

◎大規模な災害などがあったときの避難場所や対処方法等を知らせてほしい。

◎全国各地で自然災害が起きているので、安心できるよう防災計画にしっかり取り組んでほしい。

◎消防団員の確保が非常に困難であり、市として積極的なＰＲをするなど対応を求める。



自衛消防団による防火訓練の様子

● 施策の展開方針

【施策目標】災害に強い、安全・安心なまちづくり

- 行政がすべきこと、地域ができること、関係機関やボランティアとの連携が必要なことを明確にし、各々が互いに話し合いの場をもちながら、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。
- 地域防災計画、国民保護計画及び災害対策マニュアルを策定し、災害時における避難場所や対処方法について、市民への周知・情報提供を推進します。
- 自主防災組織の育成など、地域レベルでの防災意識の高揚と防災体制の強化を図る一方、広域的な消防・防災体制の強化に努めます。

第3章 コミュニティを重視した快適居住のまちづくり

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
地域ぐるみの防災体制の構築	◆地域防災計画、国民保護計画、ハザードマップ、災害対策マニュアル等の策定	○	○	総務課防災対策室、石川県
	◆自主防災組織の育成強化	○	○	町会・町内会、総務課防災対策室、警察署、社会福祉協議会、消防団
	◇消防団の強化と団員確保	○	○	総務課防災対策室、広域消防、消防団
	◆防災訓練の実施	○	○	総務課防災対策室、広域消防、消防団、警察署、市民
防災のための施設整備	◆防災行政無線デジタル化事業の推進	○	○	総務課防災対策室
	◇先端的防災情報システムの検討	○	○	総務課防災対策室、広域消防
	◆防災センターの検討・整備	○	○	総務課防災対策室、広域消防
	◇公共施設の耐震化の促進	○	○	総務課防災対策室
	◇木造住宅の耐震化の促進		○	土木課建築住宅室
広域的な関係機関との連携強化	◇消防無線設備デジタル化の検討	○	○	広域消防、総務課防災対策室
	◇防災・消防関係機関の連携体制強化	○	○	総務課防災対策室、広域消防、警察署

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
自主防災組織の結成地区数	地区	9	30	40	
消防団員の人数	人	78	81	93	

● 市民へのメッセージ

- ★災害時に備え、町会・町内会単位での連絡体制・集団避難など、助け合える自主防災組織づくりに努めましょう。
- ★各家庭で災害時に何が必要か、家族みんなで水、食料、生活用品など「非常持出品」について話し合ってみましょう。